

デジタルマーケティング支援業務委託 公募型企画提案 説明書

- 1 業務名
デジタルマーケティング支援業務委託
- 2 業務目的
別紙「デジタルマーケティング支援業務委託 仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり
- 3 業務の内容
別添「仕様書」のとおり
- 4 契約期間
契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- 5 委託契約の方法等
 - （１）契約方法は、随意契約による。
 - （２）企画提案を公募し、その内容を審査して最良の提案をした者を特定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型企画提案）による。なお、審査の結果を踏まえて、提案内容の変更を求めることがある。
- 6 委託上限額
金 4, 500, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 7 公募型企画提案方式に参加できる者の資格
次の項目の全てに該当しなければならない。
 - （１）日本国内に営業所または、事業所を有していること。
 - （２）インボイス制度に基づき、税務署の審査を受けて登録される適格請求書発行事業者であること。
 - （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
 - （４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
 - （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
 - （６）宗教法人法第 2 条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - （７）政治資金規正法第 3 条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - （８）奈良県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月奈良県条例第 35 号）第 6 条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者であること。
 - （９）過去 3 年間に公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下、「当センター」という。）または県等の地方公共団体、商工会議所等の経済団体のほか公的団体から同種または類似業務の受注の経験があり、委託内容を確実に履行できるものであること。
 - （10）過去に同様の講座等の開催実績があり運営に関して懸念がないこと（会場参加、リ

モート参加、ハイブリッド型式のいずれにも対応が可能なこと)。

8 手続き等

(1) 参加申込書の提出方法、提出期限、提出先及び提出物

- ア 提出方法は、持参又は郵送
郵送の場合、配達を証明できる方法によること。提出期限必着とする。
- イ 提出期限は、令和7年7月3日(木)午後5時(必着)とする。
持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。
- ウ 提出先は、15の問い合わせ先とする。
- エ 提出書類は、以下のとおりとする。なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。
 - ①参加申込書【様式1】
 - ②誓約書【様式2】
 - ③参加申込者概要書【様式3】※会社概要などが記載されたパンフレット等あれば添付すること。
なお、参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに15の問い合わせ先に連絡するとともに、参加辞退届【様式4】を提出すること。

(2) 企画提案書にかかる質問及び回答

- ア 提出方法は、【様式5】の質問書を使用し、FAXにより提出(提出期限必着)。
なお、質問書を送信する際は、到着確認のため必ず電話連絡すること。
- イ 企画提案書にかかる質問の受付期限は、令和7年6月19日(木)正午(必着)とする。
受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。
- ウ 提出先は、15の問い合わせ先とする。
- エ 提出書類は、質問書【様式5】とする。
- オ 質問に対する回答は、令和7年6月26日(木)午後3時以降に、当センターのホームページへの掲載をもって行うこととする。なお、個別には回答しないこととし、質問者名は掲載しない。

(3) 企画提案書の提出方法、提出期限及び提出先

- ア 提出方法は、持参又は郵送(電子データにおいてはメール)
郵送の場合、配達を証明できる方法によること。提出期限必着とする。
- イ 提出期限は、令和7年7月3日(木)午後5時(必着)とする。
持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。
- ウ 提出先は、下記15の問い合わせ先とする。
- エ 提出書類は、以下の書類を原則A4版とし、各7部提出すること。なお、提出は、1提案に限るものとする。
※同様の内容の電子データも提出すること。
 - ①企画提案書(表紙)【様式6】
 - ②企画提案書(本体)次に示す項目について、具体的に記載すること。(仕様書及び別紙審査基準の項目をふまえて記載すること。)
 - (ア)委託業務実施体制【様式7】
※統括責任者の氏名、年齢、実績等も記載すること。
 - (イ)実施スケジュール【様式任意】
 - (ウ)支援業務実績(過去3年間に当センターまたは県等の地方公共団体、商工

会議所等の経済団体のほか公的団体から受託した同種または類似業務における支援実績を記載すること。【様式 8】

※契約書及び仕様書の写し等支援実績事業がわかる資料があれば添付すること。

(エ) 支援対象事業者の募集、広報方法【様式任意】

県内事業者に広く周知を行い、仕様書に記載する支援対象事業者数を確保できる効果的な広報手法を提案すること。

(オ) 支援対象事業者の選定方法【様式任意】

EC 講座にかかる支援対象事業者の選定において、十分な公平性を確保した上で、支援するに相応しい成長性、将来性がある事業者を選定できる選定方法を提案すること。

(カ) 講座内容【様式任意】

支援対象事業者数、講座数、講座時間、講座内容等に関する実施計画を記載すること。また、講師からの課題を通じて、支援対象事業者が主体的に学ぶことができる内容を提案すること。

(キ) 伴走支援の実施【様式任意】

実施回数、実施時間、実施内容等に関する実施計画を記載すること。

(ク) コミュニティの場の形成及び運営【様式任意】

コミュニティの場の形成及び運営において、コミュニティへの積極的な参加を促進させ、支援対象事業者の自主的なコミュニケーションを活性化させる効果的な手法を提案すること。

(ケ) 見積書【様式任意】

事業に要する経費の内訳を記載した見積書を作成すること。当該事業費は 6 に記載する委託上限額を超えない金額とすること。

※提案事業経費及び内訳（項目、数量、単位、単価、金額）を記載し、事業合計金額がわかるように作成すること。

※代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

9 公募型企画提案に係る説明会
実施しない。

10 審査の方法

- (1) 参加資格を有する事業者から提出された企画提案を、デジタルマーケティング支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において別添審査基準に基づき審査し、最も優秀な提案を行った事業者を特定し、契約の相手方の候補（以下「被特定者」という。）とする。
- (2) 提案者が 2 人以上ある場合は、全審査員の評価点数の合計の平均点が、満点の 6 割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定する。
- (3) 提案者が 1 者の場合は、全審査員の評価点数の合計の平均点が、満点の 6 割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定する。
- (4) 提案者は、選定委員会において、提案の内容について対面によるプレゼンテーションを実施する。

開催日時 令和 7 年 7 月 16 日（水） 時間未定（予定）

開催場所 奈良県産業振興総合センター 第 3 会議室

詳細については、参加申込書・企画提案書等の提出後、提出に対する要件を満たしたと判断された提案者に対して後日通知する。

- (5) 提案者が5者以上となった場合は、提出があった提案書をもとに第一次審査を実施し、選定委員会へ諮る案件を絞り込むことがある。
- (6) いずれの場合においても、必要に応じて、提案者に対してヒアリングを行うことがある。

11 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を契約候補者として特定した後、速やかに委託業務内容等について打ち合わせを行い、契約内容等の確認をし、業務委託契約を速やかに締結する。当センターが指示する資料がある場合は速やかに提出すること。

12 契約の不締結

被特定者と契約締結までの間に、被特定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 被特定者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (3) 被特定者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。
- (4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（4）から（8）のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (10) この契約に係る下請契約等に当たって、上記（4）から（8）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（9）に該当する場合を除く。）において、当センターがこの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、この契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当センターに報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

13 契約の解除

契約締結後、受託者が12（1）～（11）のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。この場合、受託者には損害賠償義務が生じる。

14 その他留意事項

(1) 採否結果の通知

採否については、提案者あて文書により通知する。下記 15 の問い合わせ先に記載のホームページにて審査結果を掲載する。なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めない。

(2) 7に記載する資格がない者が行った提案を無効とする。

(3) 提案参加者が次のいずれかに該当する事由があると認められる場合は、失格とする。

ア 参加申込書又は企画提案書において、提出方法、提出先、提出期限が適合しない場合。

イ 参加申込書又は企画提案書において、添付すべき書類の添付がない場合。

ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

エ 委託上限額を超える見積書が提出された場合。

(4) 提案後の失格

提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が失格事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失う。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

(5) 再委託の可否

ア 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ当センターと協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。

イ アにより再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先）、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約（予定）金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を当センターに提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

ウ 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。また、再委託に該当するか否かについて疑義がある場合には、事前に当センターに確認すること。

(6) その他

ア この企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、この説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ 本件公募型企画提案への参加において生ずる費用は、提案者の負担とする。

エ 提出のあった参加申込書及び企画提案書は返却しない。

オ 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の提出、追加訂正、差し替えは一切認めない。

カ 提出のあった企画提案書は、本件公募型企画提案の審査のためにのみ使用するものとし、他の目的では使用しない。

キ 委託業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、当センターと被特定者が協議して決定する。

ク 被特定者と、前記キの協議を経て、提案のあった見積価格の範囲内で委託契約を締結する。

15 問い合わせ先

〒630-8031 奈良市柏木町129番地1 奈良県産業振興総合センター3階
公益財団法人奈良県地域産業振興センター 事業化推進課あて

TEL 0742-36-8312

FAX 0742-36-4010

メールアドレス nara-digital-marketing@nara-sangyoshinko.or.jp

ホームページ URL <https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/>

以 上